

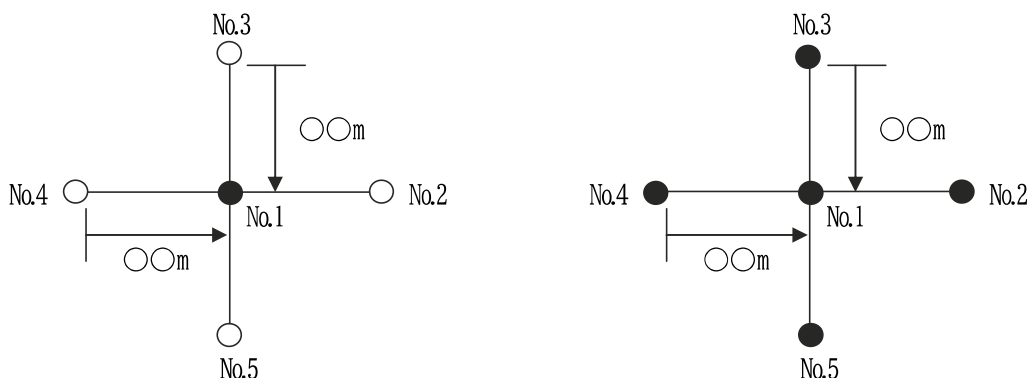
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。
 ※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「横須賀市久里浜港」「大磯港」「秦野中井 I C 南」へ
 搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

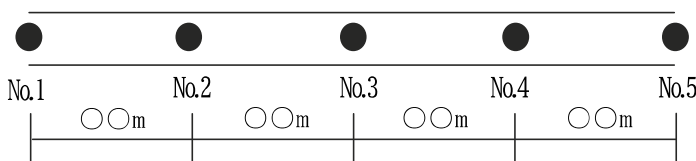
(5地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点 (No. 1 ~ No. 5) を決定する。

(受入地の所在する都縣市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合も
 あります。試料採取前に担当者にご相談願います。)



(道路工事等で延長が長い現場)



(凡例) 試料採取位置
 ● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用
 ○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No. 1 ~ No. 5 の各箇所て試料を採取する。
 採取する深さはUCRの担当者にご相談下さい。(ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。)
 ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料はチャック付ビニール袋等の密閉容器、揮発性物質検定用は遮光性のガラスビンに隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑤ 各試料採取箇所の写真撮影 (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑥ 各試料採取後 1 箇所に 5 箇所分の試料をまとめ、写真撮影をする。
- ⑦ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 名	○○○○○新築工事
試料採取場所	No.1 GL-3.5m
地質分析(濃度)試験試料採取状況	
試料採取者	
所属	(株)○○○○○
氏名	○○○○○
採取年月日	令和○○年○○月○○日
施 工 者	○○○○建設 立会者 ○○○○

○写真はカラー写真。
 ○検査試料採取調書と連動します。
 ○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
 ○深さは地盤高さ(GL)からの下がりとします。

採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。

※p. 51 p. 53 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「大磯港」「流山 IC 西部プロジェクト」)
(5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置
● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

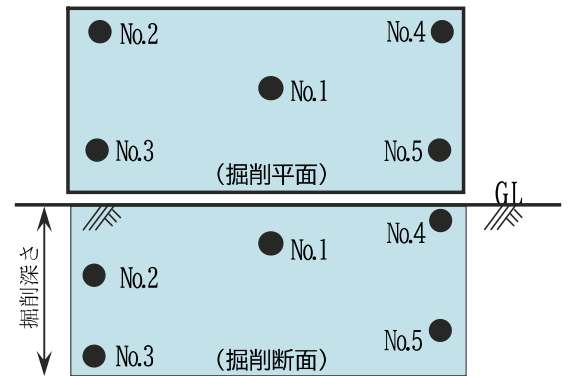
(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ5mの場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

※5,000 m²毎に1検体(5試料)採取してください。



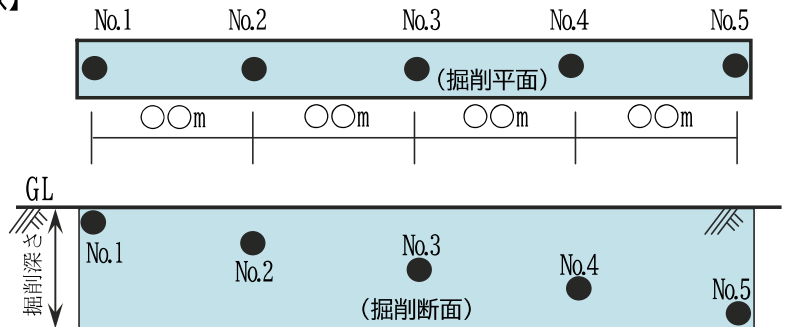
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所てポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影 (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑦ 各試料採取後、1箇所に5箇所分の試料(チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個)をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で5試料を混合し、試験を行う。

【大磯町大磯港 ダイオキシン類含有濃度試験】 試料採取

・100mメッシュごとに1箇所(1地点から採取)

・原則として、地表面(土層最上面)から5cmの位置から採取すること(採取位置図・写真は不要)

【試料採取状況写真の撮影方法（横須賀市久里浜港は p.52、秦野中井 IC 南は p.54）

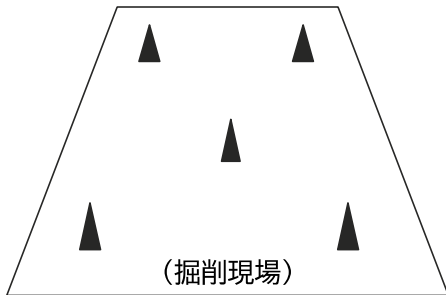
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

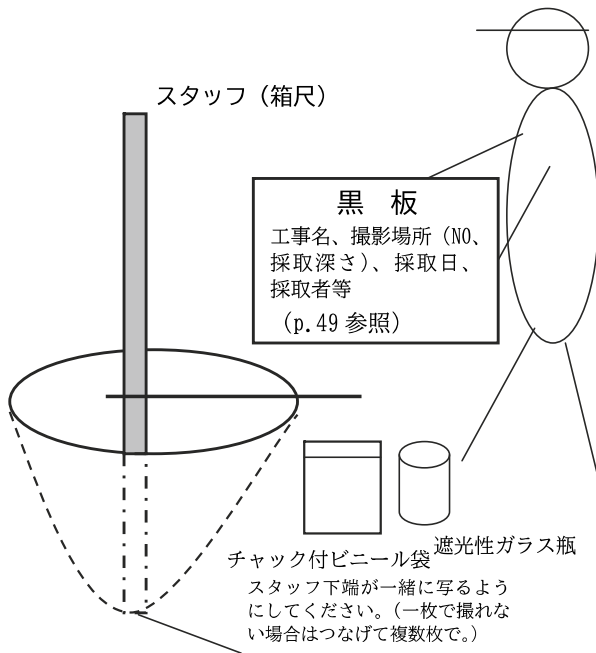


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



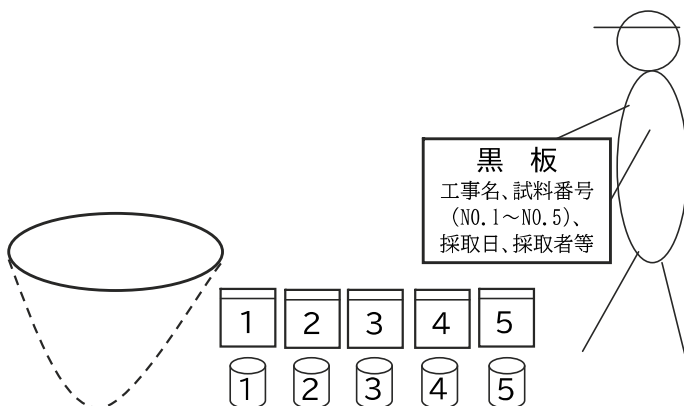
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
 事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

（5地点混合方式）

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

（掘削平面）

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで
 バランス良く採取する。

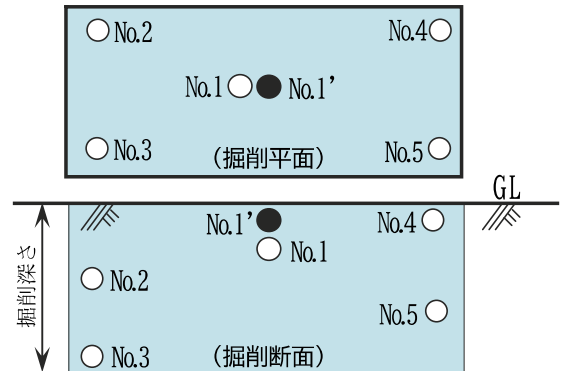
（例）掘削深さ5mの場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

（凡例）試料採取位置

● 揮発性物質地質分析試験項目

○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目



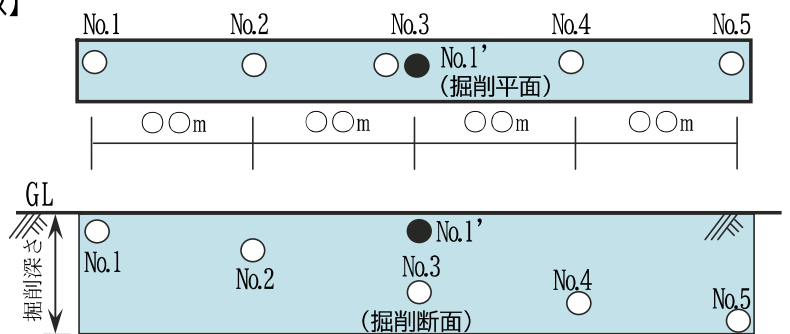
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

（掘削平面）

○延長方向で5地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け
 部分までバランス良く採取する。



第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点1地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m³毎に1検体（5地点※・試料混合）が必要

※第1種特定有害物質は1地点

土壌試験	溶出試験：28項目
試料採取	第1種特定有害物質以外：5地点混合 第1種特定有害物質：1地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋：5試料 遮光性ガラス瓶：1試料
試験頻度	4,000 m ³ /1回

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所て試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.45 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にてポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1箇所にて5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶1個）をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で5試料を混合し、試験を行う。

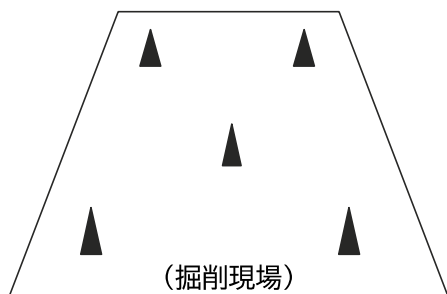
【「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法】

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。
全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

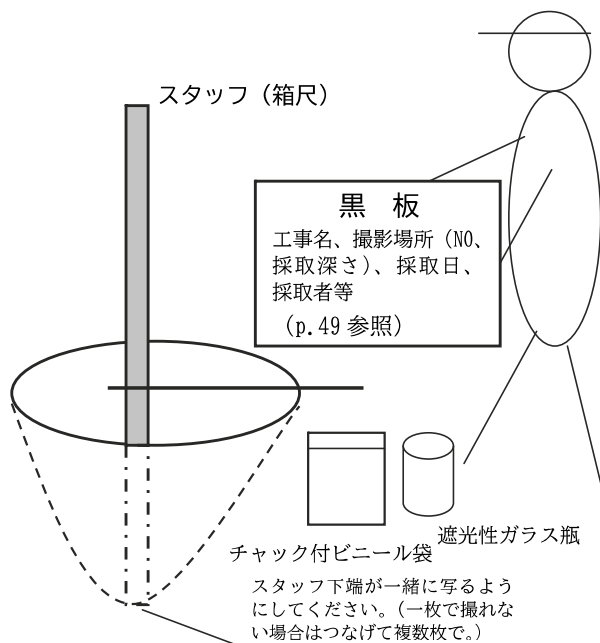


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

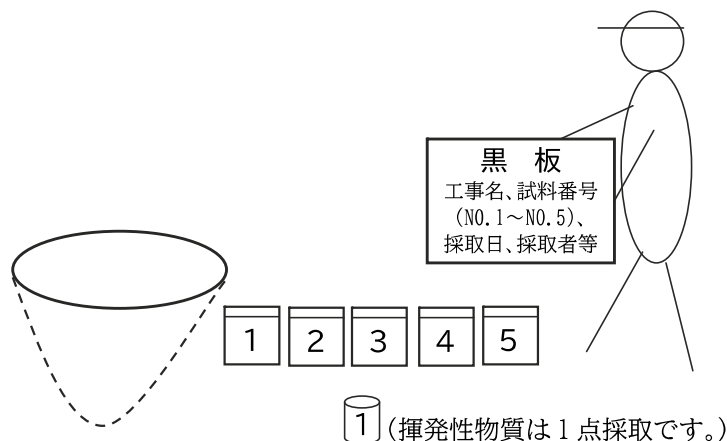
2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）
- ④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）



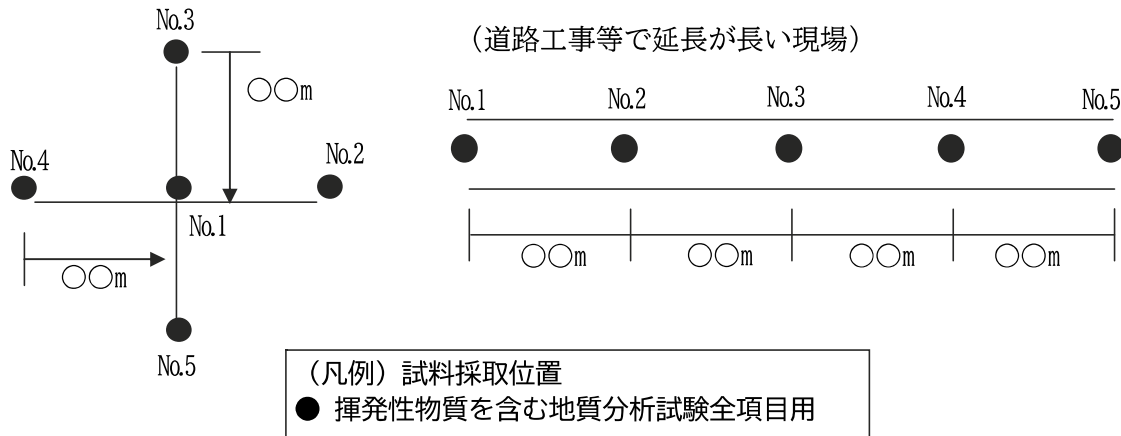
- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付きビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

① (揮発性物質は1点採取です。)

「秦野中井 IC 南」受入地における試料採取方法及び写真撮影

地質分析（濃度）試験について

- ・土質区分毎かつ同一土質区分で 5,000 m³毎に 1 つ検体を作成し試験します。
- ・1 検体は 5 か所から試料を採取します（5 地点混合方式）。
- ・試料を採取する位置は、現場内（土砂を搬出する範囲）で偏りが無いよう平面的にバランスのよい 5 地点とします。各地点の採取深度は、工事の掘削深により変更しますので、UCR 担当者の確認を得てから採取してください。



- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所て試料を採取する。採取する深さは UCR の担当者にご相談下さい。ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料はチャック付ビニール袋等の密閉容器、揮発性物質検定用は遮光性のガラスビンに隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑤ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後 1 箇所に 5 箇所分の試料をまとめ、写真撮影をする。
- ⑦ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

地質分析試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事	
試料採取場所	No.1	GL-3.5m
地質分析（濃度）試験試料採取状況		
試料採取者		
所属	(株)○○○○○	
氏名	○○○○○	
採取年月日	令和○○年○○月○○日	
施 工 者	○○○○建設	立会者 ○○○○

- 写真はカラー写真。
 - 検査試料採取調書と連動します。
 - 工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
 - 深さは地盤高さ（GL）からの下がりとなります。採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。
- 試料採取状況の写真は次の 7 枚以上が必要です。

【「秦野中井 IC 南」における試料採取状況写真の撮影方法】

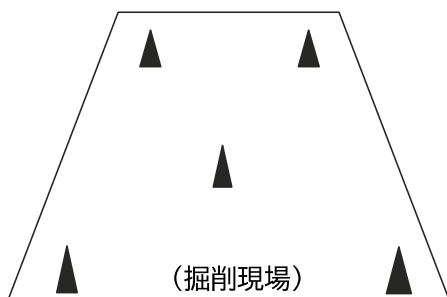
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

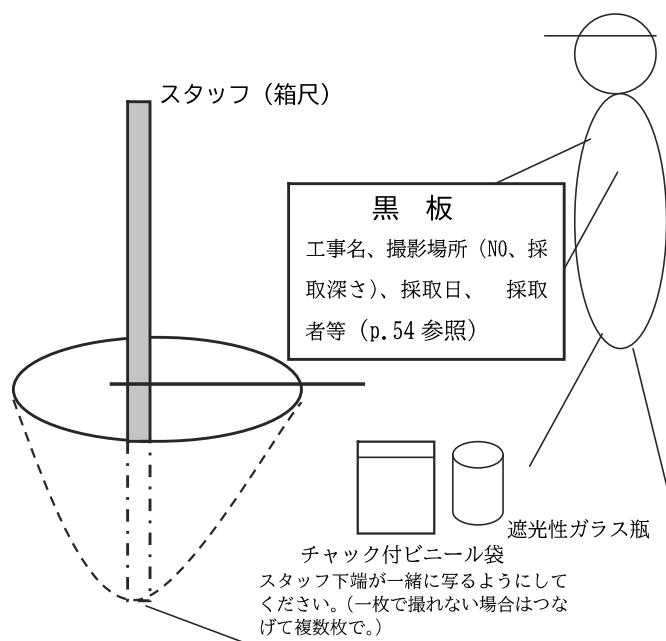


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



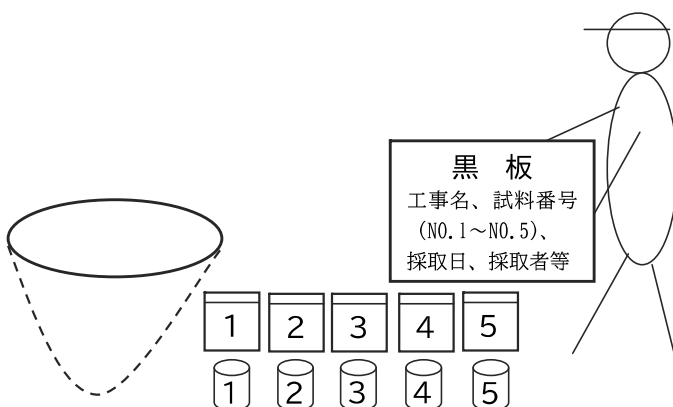
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

[試験項目]

◎ 地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料は1検体について5箇所から採取する。（5地点混合方式）
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則5,000m³毎に1回実施する。（一部例外あり）
- ・ 試料を採取する深度、位置、採取方法、試験項目については、必ず事前にUCR担当者に確認する。
- ・ 試料の採取、地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 計量方法は、「土壌の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。
- ・ 受入地毎の試験項目は「2026年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」のとおり。

◎ ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・ 試料は、原則として、各層の深さ5cmの土壌について、5地点混合方式で採取する。
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回実施します。（一部例外あり）
- ・ 試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼し、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- ・ 基準値は、土壌1,000pg-TEQ/g以下、水底の底質150pg-TEQ/g以下とする。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

◎ 土質試験について

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	江戸川 河川事務所 (1カ所)	利根川上流 河川事務所 (3カ所)	西の洲・甘田 入地区	建武橋橋梁 架換工事	相模原市 新磯野
土の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○	○
土の含水比試験	JIS A 1203	○	○	○	○	○
土の粒度試験	JIS A 1204	○	○	○	○	○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	○	○	○	○	○
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	○	○	○	○	×
土の工学的分類法	JGS 0051	○	○	○	○	○
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	○	○	○	○	○
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	○	○	○	○	○
土懸濁液のpH試験（※）	JGS 0211	×	×	○	×	×
試験頻度	5,000m ³ 毎	×	×	○	○	×
	土質区分 毎	○	○	○	○	○

※ 土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度5.8以上8.6以下を満足すること。

[事務処理日数]

◎ 試験に要する概ねの日数

- ・ 地質分析（土壌分析）試験について・・・約2週間
- ・ ダイオキシン類の含有濃度試験・・・約4週間
- ・ 土質試験・・・約2週間

◎ UCR内の審査及び条例等の手続きに要する標準事務処理日数

UCR内審査	UCR外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き 市川港（中継基地）、横浜鈴繁埠頭（中継基地） 城南島（中継基地）、大磯港（中継基地）
	1週間	栃木県土砂条例等手続き 和歌山県土砂条例等手続き 三郷市番匠免（中継基地） 横須賀市久里浜港（中継基地）

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。

※ 千葉県内の受入地に1工事当り5,000m³を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。

受入地名 称	西の州・甘田入地区 渡良瀬川左岸河川敷、利根川右岸河川敷 渡良瀬川右岸河川敷、御殿場市神山			市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※ 流山IC西部プロジェクト					
	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法			
特 定 有 害 物 質 試 験	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)			
	全シアン	不検出		全シアン	不検出				
	有機リン	不検出		有機リン	不検出				
	鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
	六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
	砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
	総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
	アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
	PCB	不検出		PCB	不検出				
	ジノキソリン	0.02mg/l以下		ジノキソリン	0.02mg/l以下				
	四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
	クロヒル	0.002mg/l以下		クロヒル	0.002mg/l以下				
	1,2-ジノキソリン	0.004mg/l以下		1,2-ジノキソリン	0.004mg/l以下				
	1,1-ジノキソリン	0.1mg/l以下		1,1-ジノキソリン	0.1mg/l以下				
	1,2-ジノキソリン	0.04mg/l以下		1,2-ジノキソリン	0.04mg/l以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
	1,3-ジノキソリン	0.002mg/l以下		1,3-ジノキソリン	0.002mg/l以下				
	チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
	シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
	ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
	セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
	ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下				
	ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
	1,4-ジノキソリン	0.05mg/l以下		1,4-ジノキソリン	0.05mg/l以下				
					水素イオン濃度		5.8以上8.6以下		
	含 有 量 試 験	水銀及びその化合物		15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号) 昭和47.総令66号、昭和50.総令31号		銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号
		カドミウム及びその化合物		45mg/kg以下			砒素(農用地)	15mg/kg未満	
		鉛及びその化合物		150mg/kg以下					
砒素及びその化合物		150mg/kg以下							
六価クロム化合物		250mg/kg以下							
ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下							
ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下							
セレン及びその化合物		150mg/kg以下							
遊離シアン		50mg/kg以下							
銅(農用地)		125mg/kg未満							
砒素(農用地)	15mg/kg未満								
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省)	ダイオキシン類 ※	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省)				
			※ 城南島のみ実施。						
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要					
試験頻度	1回/5,000㎡			1回/5,000㎡					

【注意】市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

【注意】城南島の土質試験の要否は、最終受入地による。

【注意】城南島はダイオキシン類の試験が必要。詳細は事前に確認ください。

受入地名		横須賀市久里浜港			秦野中井IC南		
特定有害物質試験	溶出量試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
				カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム
		全シアン	不検出	全シアン	不検出		
		有機リン	不検出	有機リン	不検出		
		鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下		
		六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.02mg/l以下		
		砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下		
		総水銀	0.0005mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下		
		アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出		
		PCB	不検出	PCB	不検出		
		ジノキソチン	0.02mg/l以下	ジノキソチン	0.02mg/l以下		
		四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下		
		クロヒル	0.002mg/l以下	クロヒル	0.002mg/l以下		
		1,2-ジノキソチン	0.004mg/l以下	1,2-ジノキソチン	0.004mg/l以下		
		1,1-ジノキソチン	0.1mg/l以下	1,1-ジノキソチン	0.1mg/l以下		
		1,2-ジノキソチン	0.04mg/l以下	1,2-ジノキソチン	0.04mg/l以下		
		1,1,1-トリノキソチン	1mg/l以下	1,1,1-トリノキソチン	1mg/l以下		
		1,1,2-トリノキソチン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリノキソチン	0.006mg/l以下		
		トリノキソチン	0.01mg/l以下	トリノキソチン	0.01mg/l以下		
		テトラノキソチン	0.01mg/l以下	テトラノキソチン	0.01mg/l以下		
		1,3-ジノキソチン	0.002mg/l以下	1,3-ジノキソチン	0.002mg/l以下		
		チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下		
		シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下		
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		
		ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下		
		セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下		
		ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下		
		ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下		
		1,4-ジノキソチン	0.05mg/l以下	1,4-ジノキソチン	0.05mg/l以下		
					水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	
	含有量試験				銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)
					砒素(農用地)	15mg/kg未満	
					水銀及びその化合物	15mg/kg以下	
					カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
					鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
					砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
					六価クロム化合物	250mg/kg以下	
					ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					セレン及びその化合物	150mg/kg以下	
				遊離シアン	50mg/kg以下		
土質試験	不要			不要			
試験頻度	1回/4,000㎡			1回/5,000㎡			

受入地名		大磯町大磯港			長泉町東野		
特定有害物質試験	溶出量試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
				カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム
		全シアン	不検出	全シアン	不検出		
		有機リン	不検出	有機リン	不検出		
		鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下		
		六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下		
		砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下		
		総水銀	0.0005mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下		
		アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出		
		PCB	不検出	PCB	不検出		
		ジブチルケタ	0.02mg/l以下	ジブチルケタ	0.02mg/l以下		
		四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下		
		クロロフル	0.002mg/l以下	クロロフル	0.002mg/l以下		
		1,2-ジブチルケタ	0.004mg/l以下	1,2-ジブチルケタ	0.004mg/l以下		
		1,1-ジブチルケタ	0.1mg/l以下	1,1-ジブチルケタ	0.1mg/l以下		
		1,2-ジブチルケタ	0.04mg/l以下	1,2-ジブチルケタ	0.04mg/l以下		
		1,1,1-トリブチルケタ	1mg/l以下	1,1,1-トリブチルケタ	1mg/l以下		
		1,1,2-トリブチルケタ	0.006mg/l以下	1,1,2-トリブチルケタ	0.006mg/l以下		
		トリブチルケタ	0.01mg/l以下	トリブチルケタ	0.01mg/l以下		
		テトラブチルケタ	0.01mg/l以下	テトラブチルケタ	0.01mg/l以下		
		1,3-ジブチルケタ	0.002mg/l以下	1,3-ジブチルケタ	0.002mg/l以下		
		チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下		
		シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下		
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		
		ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下		
		セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下		
		ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下		
		ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下		
		1,4-ジブチルケタ	0.05mg/l以下	1,4-ジブチルケタ	0.05mg/l以下		
		水素イオン濃度	5.8以上8.6以下				
	含有量試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省)	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)昭和47.総令66号、昭和50.総令31号
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
					砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
					六価クロム化合物	250mg/kg以下	
					ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					セレン及びその化合物	150mg/kg以下	
					遊離シアン	50mg/kg以下	
					銅(農用地)	125mg/kg未満	
			ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省)		
土質試験	ボーリング柱状図(N値6.4以上)、締め固めた土のコーン指数試験、または、ポータブルコーン(コーン・ペネトロメーター)貫入試験のいずれかの資料(第3種建設発生土以上の確認書類)を提出				不要		
試験頻度	1回/5,000㎡				1回/5,000㎡		

【注意】大磯町大磯港は、特定有害物質(水素イオン濃度は除く)基準値の8割までを受入対象とする。